平成19年(行ウ)第474号 分限免職処分取消請求事件

原 告 疋田哲也

被 告 東京都

# 原告準備書面(1)

2007年(平成19年)10月22日

# 東京地方裁判所民事第11部い行係 御中

原告	正	田	哲	也	印
上記訴訟代理人弁護士	津	田	玄	児	ED
同	福	島		晃	ED

## 第1 被告主張の根本的なまやかし

1 原告は、訴状において、まず総論として、分限免職の要件(地方公務員法 2 8 条 1 項)である適格性欠如の判断基準として、公務員の身分保障の見地から、現在でも先例とされ、その後の判例により判断基準として用いられている昭和 4 8 年 9 月 1 4 日最高裁判決を引用し、「考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか(中略)・・・であるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れないというべきである。」とし、更には、「この意味における適格性の有無は、当該職員の外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断するほかはない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきこと

はもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけてこれを評価すべく、さらに<u>当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも</u>考慮する必要がある。(傍線部は原告代理人による。)」「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。」とし、本件分限免職処分が、上記判例の判断基準からして、

考慮しなければならないことを考慮していないこと、 原告の経歴等を考慮 していないこと、から、違法である旨の主張をした。

2 これに対して、被告は、平成19年8月27日付け答弁書において、上記原告主張の総論部分については、

「本件処分が判例の基準を満たしておらず、違法な処分というべきである、 との主張は否認ないし争う。」(2ページ4~5行目)

「原告は、教育公務員であり、「生徒の教育をつかさどる」立場(職)にあるのであり、後に述べる「第3.2」の(1)「私物等の件」だけでも、「当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において」判断した場合、地方公務員法28条1項3号が規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは明らかであるし、いわんや後に述べる「第3.2」の(6)「確認書の件」からしても、「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは明らかである。」(2ページ6~12行目)

とのみ主張し、また、原告のこれまでの教育実績に関しても、「原告がいわゆる性教育で種々の活動を行なっていたことは特段争わないが、その余の原告主張の詳細については不知。」(3ページ6~7行目)

とのみ述べ、教育実績については何らの評価も行なっていない。

3 結局、被告は、原告の、「分限免職処分発令に当たっては、 考慮しなければならないことを考慮すべきなのに本件処分は考慮していない、 原告の経歴等を考慮しなければならないのに本件処分は考慮していないとの指摘に対し

ては、48年最高裁判例の判断枠組みを無視し、全くこれに答えていない。

被告は、「私物の件」及び「確認書の件」だけで、分限処分事由としては十分、と主張しているようにも読める(誤解があったら指摘していただきたい)。

しかし、仮に百歩譲って、「私物の件」「確認書の件」が適格性欠如の分限 事由となりうるとしても、48年判例に従えば、それら分限事由を考慮するだ けでは足りず、更に、原告の経歴等、また、研修成果等、考慮すべき事項を考 慮した上で、これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される 一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないはず である。

しかるに、被告は、本件処分発令にあたっては、原告の経歴等は一切考慮していないし(人事委における佐藤正吉証人は、自らが、実質的な本件処分の決定者であることを認めつつも、都教委委嘱事業である性教育研究会における原告の活動実績については全く知らなかった旨、述べている。甲78.)、原告の研修成果についても考慮していない(研修成果について、大量のレポートを読んでいたのは小平市教委の稲葉理事くらいであり、直属の上司の澤川校長も、本件分限処分の実質的決定権者である都教委の佐藤管理主事も、研修成果を見ていない(甲78)。)。

また、被告の本件処分発令時に、原告の経歴や研修成果を検討していないの みならず、人事委における審理および、本件訴訟における被告答弁書において も、原告の経歴や研修成果などについては、分限処分の基準として求められて いるにもかかわらず、一切これらに触れていない。

4 結局、本件分限免職処分については、その発令時の判断枠組みにおいて、4 8年最高裁判例違反があるのみならず、被告の本件訴訟における答弁書の主張 においても、原告の指摘にもかかわらず、上記判例の判断枠組みに基づく主張、 すなわち、分限事由を考慮するだけでは足りず、更に、原告の経歴・研修成果 等、考慮すべき事項を考慮した上で、これら諸般の要素を総合的に検討したう

- え、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断したという主張は全く行っていない。これは、明白に、最高裁判例違反である。
- 5 なお、被告は、「平成11年に、原告が不適切な理科の教材を授業において使用した。」旨の主張をしているが、これを裏付ける資料は出されていない。言うまでもなく、民事訴訟法上、主張と証拠は別のものであるので、かような主張をするのであれば、その根拠となる証拠を提出していただきたい。無闇に根拠もなく原告の悪印象を与えるような主張書面の提出は控えていただきたい。

更に言っておくと、原告に関しては、本件分限免職処分以前には、一切、処分を受けたことはない。処分履歴については、追って書証で提出する。

6 結局のところ、被告は、本件処分については、48年最高裁判例が求めるところの「考慮すべき事情を考慮すること」、すなわち、適格性があることの徴表事由としての原告の経歴・活動実績の検討、および、適格性回復の徴表事由といての研修成果の検討を行なっていない。

被告の主張は、単に「『私物』の放置がひどい」「体罰および『隠蔽工作』が悪質」などと述べるに留まり、48年判例が要求する、原告の経歴・研修成果等、考慮すべき事項を考慮した上で、これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断せよ、との判断基準に基づく判断は何ら履行していないものである。

7 しかも、「私物の件」にせよ、「確認書の件」にせよ(被告主張では、この 2点が分限処分を正当化する大きな拠り所のようであるが)、事実誤認がある。 本件分限処分は、 48年判例違反(適格性の徴表事由も総合的に検討せよ との判断基準)に違反しているのみならず、 事実誤認に基づく処分を行なっ ている、ことからも違法である。

以下、各論として、とりあえずは、被告が、処分正当化の大きな拠り所としている、「私物の件」および、「確認書の件」について述べる。

## 第2 各論1 「私物」の件

1 「私物」の件に関連して、被告は、「男性用雑誌が教室に放置されていた 状況等を考えれば、教材などというものでは決してないことを付言する。」 と主張している(答弁書 3 ページ 1 0 ~ 1 1 行目)

しかしながら、被告の上記主張は2つの点で、大きな事実誤認がある。 すなわち、

男性用雑誌は、理科準備室に保管されていたのであり、理科室に放置されていたのではないこと(甲82)。

男性用雑誌の用途については、性教育の教材に他ならないこと(訴状43ページ(3)において説明済み。裏付け証拠としては、甲32、甲69、甲82(本人尋問調書))。

2 男性用雑誌の保管場所について

男性用雑誌については、被告は「理科室に放置されていた」旨、主張しているが、これは、全く悪意に基づく事実誤認である。

実際には、男性用雑誌については、生徒の出入のある理科室ではなく、施 錠できる理科準備室にダンボールに入れて原告が保管していたものである。

乙4の写真では、「撮影場所 理科室」として、「TOKYO WALKER」などの雑誌と共に、ダンボールから出された状態で、男性用雑誌が撮影されているが、これが保管の現況ではないことはもちろん、男性用雑誌については、そもそも理科室にあったものですらない(甲82、原告尋問調書)。

すなわち、男性用雑誌については、もともと理科準備室(理科室ではない。施錠できる別室。)にダンボールに保管されていたものを、乙4の写真を撮影した岡崎教頭が、写真撮影の再に、理科準備室から敢えて持ち出した上で、「TOKYO WALKER」など元々理科室のダンボールに保管されていた雑誌類と一緒に、理科室内において写真撮影したものである。そのため、乙4から

は、あたかも、男性用雑誌類が、もともと理科室に存在していたかのような こととなってしまった。

ちなみに、「TOKYO WALKER」は、原告が、学年の遠足・郊外学習先の選定のための資料として用いていたものである。「教材」そのものではないにしる、学校活動の用に供するものであり、原告の個人的な用に供する私物ではない。

なお、理科準備室に原告が保管していた「男性用雑誌」については、これまで、生徒の目に触れるという事故はなかったことを付言しておく。

また、原告の研修後、これらの男性用雑誌類の行方は不明である。原告が、 荷物の撤去を行なった平成16年2月22日には、これらの雑誌類は、理科 室はもちろん、理科準備室からも無くなっていた。

## 3 岡崎教頭による盗撮の違法性

乙4は、岡崎教頭が、原告が研修のために小平五中を離れた直後に撮影されたものである。

これら、原告が保管していた雑誌類があくまでも「私物」というのであれば、原告としては、岡崎教頭や澤川校長に撮影することを許可、認容した事実はない。原告が、乙4の写真の存在を知ったのは、東京都人事委における公開審理が始まった後のことである。

原告としては、「私物」を盗撮されたこととなる。

ところで、刑事手続のみならず、行政手続についても、憲法31条の適正手続の原則が及ぶことは判例上確立したところである(川崎民商事件ほか)。今回の件に即して言えば、原告の上司の管理職である岡崎教頭が、原告の許可なく、勝手に原告の「私物」を盗撮し、証拠として用いたこととなる。これは、行政手続にも課せられている適正手続原則遵守義務違反行為にほかならない。

かような、盗撮行為は、原告個人との関係で違法性を有し、損害賠償等の

対象となるのみならず、適正手続原則違反行為により行政が得た証拠は、適正手続の原則から、行政訴訟においても、刑事訴訟と同様に、証拠排除されるべきものである。

なお、上記2項の保管状況は、被告も重要視している点であり、保管状況と合わせて、撮影状況につき、岡崎教頭に再確認する必要があるので、岡崎教頭について、改めて人証申請を行なう予定である。

#### 4 男性用雑誌の用途について

男性用雑誌の用途については、人事委員会の口頭審理でも再三再四にわたり主張・立証したところであり、訴状でも十分に説明したところであるので、今さら改めて説明などしたくはないのであるが、被告が、この期に及んで、「男性用雑誌が教材であるわけがない」などという主張をするので、訴状の繰り返しになるが、改めて説明しておく。なお、被告は、かような主張をするのであれば、たった1~2行の抽象論ではなく、訴状の当方の主張を論破できるだけの材料(証拠)を揃えて具体的な主張をしていただきたい。被告としては、裁判所に原告の悪印象を与えるのが作戦なのであろうが、かような根拠のない抽象論にいちいち反論しなければならないのは不毛極まりないので、今後は厳に慎まれたい。

本題に戻るが、「いやらしい本」「男性用雑誌」と被告から指摘されている雑誌の用途は、性教育用であることは明白である(請求人本人尋問。甲32、 教諭の教材プリント。甲69)。実際、コンビニエンスストアなどで、中学生が手にとって見ることの出来る、性表現のある雑誌類について、どのように接するかと言う問題は、当時、まさに性教育学界でもトピカルな話題であったものである(甲69)。したがって、これらいわゆる「いやらしい本」なるものについても、他の授業用資料等と全く同様、もっぱら学校の教育活動において使用されるものであり、原告が保管していることが何らかの問題とされる筋合いのものではない。

しかも、これらの雑誌は、養護の 教諭に依頼されて、原告を含む複数の男性教職員が購入してきたものである(請求人本人尋問)。その意味では、厳密な意味で、原告に所有権がある「私物」ではなく、そもそも原告が撤去すべきもの、または原告に撤去権限があるものでもない。

保管場所も、生徒には目の触れない、理科準備室であった(請求人本人尋問)。

したがって、原告が、これらの雑誌類を保管していたことについては、問題視されることは一切ない。(甲88・ 先生の陳述書)。

5 その他の「私物」の保管状況について

その他の「私物」についても、内容・使用目的は、訴状38ページ以降で 説明したとおりであり、いずれも、教材または学校活動で用いる物であり、 原告が私的な用に供するものはなかった。

量も小型段ボール箱 1 5 0 ~ 2 0 0 箱に及ぶという確かに大量ではあったが、中村中時代からの 2 0 年以上の期間を通じて、原告の「私物保管」を原因とする事故は一切起きていない。

確かに、見栄えは悪かったかもしれない。教室の見栄えが良いことも良好な学習環境の内容かもしれないが、単なる見栄えの問題よりも、学習内容の問題こそが学習環境としては重要であると原告は確信している。原告としては、教室の外見ではなく、まさに学習内容にこだわったために、教材資料が大量となったものであり、この点に、澤川校長との見解の相違があったことが、不幸の発端であった。

なお、 校長時代、 校長から、学校公開日に「見栄えを良くしてくれ。」といわれて、理科室内保管のダンボールに、研究発表パネルを掲示したということはあったが、撤去を求められたことはなかった(この点は、原告本人尋問で改めて明らかにする)。また、澤川校長にしても、当初は「撤去の命令」ではなく、あくまでも整理の打診ないし指示というものであった。

撤去命令は、原告が研修に入った、平成15年12月以降のことである。

#### 第3 生徒Bに対する体罰・確認書の件

1 原告は、生徒Bに対する体罰の内容については、概ね認めている。

しかしながら、原告が、研修を受けるまでは、生徒Bに対して行なった行為は、「強度のスキンシップ」として、体罰の範疇に入らない旨、誤解していたことは、訴状でも述べたとおりである(46ページ(3)以下)。

#### 2 「確認書」の評価

上記の通り、原告の生徒Bに対する行為が「体罰ではない」と誤解していた 状況からすれば、原告が、生徒Bに対して、「体罰はなかった」と書いてもら うことには、自ら「体罰ではない」と認識していた以上は、体罰隠蔽の故意は ない。

まして、訴状でも述べたとおり、原告は、当時、澤川校長からの度重なるパワーハラスメントを受けており、校長から何をされるか分からないと怯えていた状況においては、原告が、澤川校長からの不当な圧力を排除するためには、生徒Bまたは保護者に「体罰はなかった」旨、書いてもらうことは、防御のための止むを得ない選択であったとも言え、不適格性の根拠として過大に評価するのは事実を見ていない。

また、時期的にも、平成15年5月は、教育委員会により原告の自動車通勤が認められた時期であり、自動車通勤問題の決着がついてしまったので、澤川校長としては、新たな材料で原告を狙っていた節がうかがえる。

かような状況下においては、原告が、生徒Bに「確認書」の作成を求めたことは、ある程度止むを得なかったといえ、不適格性の問題として過大に評価は出来ない。

また、被告は、原告が生徒Bの保護者に確認書の作成を強要・脅迫した旨、 主張しているが、これは全く事実に反する。原告としては、生徒Bの保護者か ら「書けません」と言われ、すぐに依頼を撤回している。

### 3 教育委員会への「虚偽」発言

また、教育委員会の聞き取りに対して、「体罰を行なっていません。一切行なっていません」と「虚偽」の発言をしたことが、本件分限事由の一つとされている。

しかしながら、この点も、「確認書」の点と同様、当時、原告が自らの行為を「体罰である」と認識していなかったのであるから、「体罰は行なっていない」旨、教育委員会において発言したことは、「虚偽発言」にはあたらず、単に、原告の体罰についての認識の誤りの発言にすぎない。

したがって、「虚偽発言」として、不適格性の徴表として過大評価すること はかえって事実を見ていないものである。

#### 4 研修成果

訴状でも主張したが(46ページ(4)以下)、原告は、平成15年10月からの研修で、体罰についての研修を受け、自らのそれまでの体罰についての認識が全くの誤りであったことを気付かされ、体罰に関する認識を根底から改めている。このことは、原告の陳述のとおり、同年10月8、9日の目黒の研修センターでの研修内容(甲27)および、その際の資料(甲61)からも客観的に明らかである。また、上記研修後、直接の面会はかなわなかったが、B君およびその両親に手紙の形で謝罪をしており、その点からも、原告が、体罰の認識を研修によって改め、反省したことは明白な事実である。

この点について、処分者側は、「原告が体罰を認めたのは研修の成果ではない。」旨、主張しているようである。特に、人事委員会の口頭審理における、実質的処分決定者である佐藤正吉は、「原告が、体罰を認めたことは、言い分を180度変えたことで、かえって信用できない」などと述べている(甲78)。それならば、原告が最後まで、否認し続ければ良かったということであるうか?研修により体罰に関する認識が改まっても、なお、以前の誤った認識に

拘泥していた方が、信用のおける人間であり、教員としての適格性がより認められたとでも主張するつもりであろうか。こうなると、最早、最初に免職処分ありきで進められていたとしか考えようがない。

人間、誰でも過ちを犯すものである。もちろん、そのことから過ちが直ちに 正当化されるわけではないが、過ちを正し、やり直す機会は認められるべきで ある。原告に対する研修は、まさにそのための研修、過ちを認識させてやり直 させるための研修であったはずで、原告を学校から引き離し、免職することを 目的としていた研修ではなかったはずである。

そして、原告は、実際に、研修において、成果を上げ、体罰についての認識 を改めることに成功している。

にもかかわらず、研修成果をろくに検討されることもなく、原告が、学校を離れてしまったことを良いことに、その間に原告を追い込むための証拠の収集 (雑誌類の写真撮影等)まで行ない、結果、分限免職処分を発令するという点で、処分者側には、研修を濫用し、分限免職処分のために悪用したふしさえうかがえる。このことは、佐藤証人が「10月ころから、免職の方向で考え始めた」と述べていること(甲78)からもうかがうことができる。

### 5 小括

原告は、体罰については、認識違いはあったとはいえ、現在では体罰であったことを認識し、反省している。逆に、現在も職にある多くの教員は今なお、体罰についての認識については誤ったままである。たとえば、岡崎教頭は、乙18において、「謝りに行っている」「納得してもらえば済む」などと述べており、かような認識は、まさに原告が従前誤解していた「謝って納得してもらえれば体罰として処分されない」という誤った認識であり、その点では、原告の認識は、既に、岡崎教頭よりも遥かに進んだ認識に至っていると言える。

しかしながら、このような研修成果は全く考慮されず、逆に研修を悪用されて、証拠集めなどをされ、分限免職に追い込まれたことがうかがわれる。

かように、原告に対して、研修をさせておきながら、その成果をまったく考慮することなく、研修期間に証拠集めなどをするなどの行為まで行ない、研修期間未了のうちに、分限免職処分を出すことは全く不可解というほかなく、はじめに免職の結論ありき、であったとしか考えるしかないのが実情である。

本件においては、結局、研修とは名ばかりで、処分者側には研修成果を検討するなどのつもりはさらさらなく、研修濫用の意図しかなかったとしか考えるほかない。結果、最高裁48年判例の判断基準に反して、本来考慮すべき研修成果すら考慮されることなく、研修期間未了のうちに、違法に分限免職処分が発令されるに至ったものである。

#### 第4 その他の事由

1 被告は、答弁書において、処分理由書にないが、原告の不適格性をうかがわせる事情として、PTA会報(乙25)への原告の自己紹介の記載を上げている。

しかしながら、上記自己紹介の記載も、 校長時代までは特に問題ともされておらず、かえって評判もよかったものを、突然、澤川校長になって問題とされたものである。しかも、原告自身は、特に氏名の記載に固執したわけではない。実際、翌年には、但し書きのような形での記載になっており、PTA会報の記載をもって、「異常人格の現れ」などと言われる筋合いはない(むしろ、乙25の関係で言えば、岡崎教頭の、「考えの違う人間と話したときが人生で一番怖かった」という記載の方が、教師として、そもそも社会人として問題があると考える。)。

2 上記、PTA会報の氏名紹介の件が典型であるが、被告の、答弁書の主張では、ただ徒に、原告の印象を悪化させているだけのように思える。

処分事由にもないような些細なことをとりあげて、原告の印象を悪くさせる ような主張はやめていただきたい。

### 第5 結語

1 上述の通り、被告は、答弁書においては、原告が示している48年判例の基準に基づいた答弁をしておらず、原告の主張にまともに答えていない。

逆に、PTA会報の氏名記載の点など、些細な点をあげつらい、徒に、原告の悪印象を裁判所に植え付けようとしているとしか思えない。

被告には、原告の主張にまともに正面からこたえていただきたい。

2 なお、原告の主張として、自動車通勤をめぐる諸事情、および、上記体罰の 項でも少し触れた、分限免職にいたる経緯の不可解さについて、引き続き、主 張予定である。

以上